

平成22年度 第2回四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年12月13日（月）18：30～20：00
- 場 所：四街道市庁舎新館3階公室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、伊藤委員、大倉委員、草野委員、栗原委員、三木委員
（事務局）
成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、仲田副主査、齋藤主任主事

【次第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 諮問
- 4 議事
(1)平成22年度市民参加手続の実施予定について（追加分）
- 5 答申
- 6 その他
- 7 閉会

【配付資料】

【資料】

- ・平成22年度市民参加手続実施予定（追加分） 評価対象リスト
 - No.1：市民参加手続実施予定シート（災害時要援護者支援全体計画の策定）
 - No.2：市民参加手続実施予定シート（四街道市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定）
 - No.3：市民参加手続実施予定シート（四街道市手数料条例の一部改正）
 - No.4：市民参加手続実施予定シート（四街道市火災予防条例の一部改正）
- ・「市民参加条例の見直しについて」に対する四街道市市民参加推進評価委員会の意見の概要と市の考え方
- ・市民参加条例新旧対象表
- ・市民参加条例施行規則新旧対照表
- ・平成22年度市民提案手続の提案状況

(会議経過)

1 開会

(成田課長)

ただ今から、平成22年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。
出石委員長、ご挨拶お願いいたします。

2 委員長挨拶

(委員長)

皆さんこんばんは。

今年度第2回目の市民参加推進評価委員会となります。

この間、皆様にも積極的なご検討をいただきました市民参加条例の改正について、議会での議決を得て9月30日に公布施行されているということです。

これについては特に今日は資料も出ておりますが、事務局の皆さんも相当のご努力をされ、資料も大変分かりやすい資料でありますし、敬意を表したいと思います。

委員の皆様もお疲れ様でした。

本日は、条例改正後の新しい条例に基づく初の委員会となります。

今回の案件としては市民参加条例の変わった点での大きな影響はありませんが、新しい改正条例のもとでの審査ということで、気を引き締めてまいりたいと思います。

それではよろしくお願いいたします。

(成田課長)

今、傍聴希望者がお一人いらっしゃっておりますので、ここで、会議の公開、非公開については委員長お諮り頂ければと思います。

(委員長)

それでは本日の審議案件は既に事前に送付されていると思いますが、委員長としては特段、非公開とする理由はないと思いますので、公開として傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

(委員長)

それではお願いします。

— 傍聴者入場 —

3 諮問

(成田課長)

それでは、次第の3点目、諮問に移らせていただきます。

諮問内容につきまして、1. 平成22年度市民参加手続の実施予定(追加分)について、となります

それでは委員長、議事進行よろしくお願いいたします。

4 議事

(委員長)

今回、市民参加手続について平成22年度の案件4件、追加の提案があります。
それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

(齋藤主任主事)

お配りいたしました資料1ページ目をお開きください。

今回評価対象となります4件の行政活動のリストで、11月1日現在の予定となります。
上2件が実施予定の行政活動、下2件が市民参加手続の対象外となる行政活動となっております。

それでは、資料No.1をご覧ください。

名称「災害時要援護者支援全体計画の策定」となっております。

概要、四街道市地域防災計画の中に位置付けられております災害応急対策計画にかかる災害時要援護者支援全体計画の策定で、災害時に一人で避難することが難しい障害者、高齢者、妊産婦、外国人などに対して自治会や民生委員、福祉団体などの協力により避難支援を行うための計画となっております。

当該計画につきましては市民参加条例改正前、8月頃計画がなされており、市民参加手続の対象となる根拠条例は旧条例の6条4項「任意の手続」として市民参加手続を実施いたします。

対象となる根拠は第6条第4項にチェックが付いております。

なお、今回市民参加条例の改正に合わせまして、市民参加手続実施予定シートを若干変えさせていただいております。

実施予定シートの対象となる根拠の欄、下から2番目第6条第1項第6号、行政手続にかかる部分につきましては、施行が来年の4月1日からとなっておりますが、便宜上、今回の実施予定シートに掲載しております。

その下段、「行政活動の実施時期」につきましては、来年の2月を予定しております。

また、その横、「実施段階（PDCA）」とございますが、今回より新設いたしました。

PDCAサイクルのどの段階において、この行政活動が行われているかについて記載してあります。

今回の行政活動につきましては「P」、構想段階、計画案の策定段階としております。

具体的な市民参加の実施予定といたしましては、ちょうど現在実施しておりますが、今月12月に意見交換会手続、来年1月中旬を目処に意見提出手続を予定しております。

市民参加推進本部のコメントとしては、改正前条例における任意の手続きであり、今回、異なる複数の手続きが予定されているということで、「適切である」となっております。

以上です。

(委員長)

それでは、ただ今の追加分資料No.1「災害時要援護者支援全体計画の策定」、これはやはり旧条例の適用ですね。

ということは確認ですが、皆様のところへも新条例の条文が配られていると思いますが、その条例附則第2項の適用ということでよろしいですか。

念のため、条例附則2項「経過措置」について事務局で説明をしていただけますか。

(齋藤主任主事)

今回、計画が今回改正の市民参加条例の前に予定されていたということで、条例附則第2項の「なお従前の例による」というところを適用させていただき、旧条例の第6条第4項の規定を適用しております。

以上です。

(委員長)

質疑に入る前に、確認ですが、新条例では今回の行政活動は第6条第4項ではなくなるのですか。

(齋藤主任主事)

第6条第4項になります。

(委員長)

市民参加手続が変わるということですね。

意見提出手続は必ず実施し、プラス審議会等手続か市民会議手続のどちらかを実施するが、今回適用したのは旧条例だから、任意で実施するというので、どれか市民参加手続を実施すればいい、ということですね。

(齋藤主任主事)

はい。

(委員長)

ご質問、質疑、何かございますか。

(栗原委員)

今回の、災害時要援護者支援全体計画の中に、市民等の権利を制限したり、あるいは義務を課すような内容は考えられているのでしょうか。

(宇田室長)

特段そのような内容は聞いておりませんが、情報をオープンにするというのが今までにない特徴になっておりまして、要援護者の避難の計画なので、地域の人たちの協力を得て要援護者が円滑に、適切に避難されるというのが望ましいわけです。

地域の要援護者の状態、いわゆる所在地やお名前などを地域の方々から、主に自治会の自主防災組織等で構成されるのですが、そのような組織にはオープンにしていくということが、今回のこの計画の特徴の一つであります。

やはり個人情報ですので、地域の方々にも情報の共有あるいは公開については慎重を期していただきながら、地域とともにこの計画を作っていくというような計画と聞いております。

(委員長)

よろしいですか。

計画自体は、我々が審査する対象ではありません。

(栗原委員)

あくまでもこれは、第6条第1項第3号に該当するものではないということが大前提ですよ。

(宇田室長)

はい、そのとおりです。

(委員長)

権利義務の条例になるのであればということですが、この計画自体は根拠法とかありますか。

(宇田室長)

補足して少々説明させていただきます。

市民参加手続の実施する根拠の第6条第1項第1号ですが、これは市の基本構想、基本計画などの市の基本的な計画の策定変更になっています。

これは地域防災計画の策定であれば、第6条第1項第1号に該当するのですが、地域防災計画の中の下位計画、細部計画という位置付けということで判断させていただいています。

上位計画の地域防災計画の改廃ではないので、それに伴うある特定部分の援護計画ということで、旧条例の第6条第1項第4項の任意の手続きに該当すると事務局と担当課で判断をさせていただきました。

(委員長)

その他いかがでしょうか。

(三木委員)

市民参加条例の第6条第1項のいずれかに該当させるということは困難だという判断だと思うのですが、こういう全体の基本計画、総合計画の下位計画というのは、より住民生活に密接に関わってくる部分が、結果的に任意の手続ということで拾わざるを得ないというので、特段、運用上、配慮していただかなくてはいけないのかなと思います。

結局、地域防災計画よりも、おそらく地域住民の人にとってみれば、人によっては直接利害に関わるという計画ですよ。

恐らく個人情報のやりとりは、個人情報保護条例に基づく審議会の諮問等の一定の手続きでされていると思うのですが、地域の中で皆でやっていかななくてはならないものが、結果的に任意の手続きになってしまっているというのは、本件とは別に、運用上やはり留意事項として留めておいていただく必要があると思います。

これは単なる意見です。

(委員長)

そうですね。

運用上はじかれて、実施しなくなってしまう可能性はありますが、改正したばかりなので、とりあえず新しい市民参加条例で運用するのですが、運用は、特に事務局以上に担当課は、よく理解をして、極力影響のあるような計画は、基本計画下位レベルでも第6条第4項で実施するような運用に注意していただければと思います。

(宇田室長)

はい、運用上配慮してまいります。

(委員長)

その他、よろしいでしょうか。

では、評価委員会のコメントですが、実施予定シートに市民参加推進本部のコメントが

ありますので、このような複数の手続きが予定されて適切であるということになっておりますので、従前の答申と平仄を合わすような形で「適切である」という旨の答申を出したいと思っております。

よろしいでしょうか。

続きまして、2点目についてご説明をお願いいたします。

(齋藤主任主事)

資料No.2をご覧ください。

名称「四街道市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定」です。

内容につきましては、中高層建築物の建設に伴う建築主と近隣住民との間に発生する紛争の予防策として定められております千葉県の中高層建築物事前公開等指導指針が今年度いっぱい廃止になり、これに伴いまして計画の事前公開並びに紛争の斡旋、及び調停に関し必要な事項を定めた中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定を行うものです。

当該行政活動につきましては、第6条第1項第3号の市民等の権利義務に関する条例の制定ということで、今回市民参加手続の対象としております。実施時期としましては来年の3月、実施段階におきましては、構想、計画の段階ということでPとしております。

具体的な市民参加手続の実施につきましては、12月15日からパブリックコメントを予定しております。

今回パブリックコメントのみの実施ということで、規定の手続きを実施しない理由といたしましては、今回廃止となる千葉県の中高層建築物の事前公開等指導指針に準じて策定を行うこと、また、紛争の調停や斡旋の制度を定めることについて利害関係者を含めず市の機関において検討することが望ましいということで、「行政上特段の支障がある場合」ということで規定の手続きを実施しないものとしております。

市民参加推進本部のコメントといたしましては、先ほどの理由により「規定の市民参加手続を実施しないことは適切である」となっております。

以上です。

(委員長)

ただ今ご説明ありました「四街道市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定」という行政活動の予定ですが、質疑お願いいたします。

(中島委員)

県の指針が廃止するので、市で制定をするということですが、県の方でひな形ではないですが、こういう形で作れば良いのではないかとこの指針も示されており、そのとおり作るのでということですが、市民の方々にとって、非常に重要な影響のある条例が制定されることでもあり、パブリックコメントだけで本当に良かったのかという思いがいたします。

(委員長)

事務局いかがでしょうか。

(宇田室長)

行政上特段の支障があるということで、適切であると判断させていただきました。

(三木委員)

質問ですが、用意していただいた資料の中に、条例作成指針という平成16年3月の千葉県の資料が付いています。

これを見るとA、B、Cと3つのタイプがあって、Aタイプは千葉県の指針をそのまま条例化するようなタイプで、BがAに加えて紛争の斡旋の措置も定めて、さらにCについては斡旋の措置に加えて調停委員会の調停の措置も定めたということで、Cタイプの条例がこの時点では千葉県内多いとなっています。

今回Aタイプを作るということなのですかね。

(齋藤主任主事)

担当課とのヒヤリングでは、Cを予定しているということですが、その時点では詳細な内容は確認しておりません。

(三木委員)

指導指針に準じてプラス上乗せはあるということですね。

(齋藤主任主事)

はい。

(三木委員)

特に市としてはいくつか案がある中からこの案に決めたので、規定の手続きを実施しないと決めたということですか。

(委員長)

私からも付け加えると、実施予定シートの規定の手続きを実施しない理由のコメントの内容で、前段部分の「準じて策定」といっていますが、「準じる」といっても、3つの選択肢から選ぶだけでなく、他の選択肢があってもよいわけです。

四街道市にふさわしい紛争調停ルール、条例をつくれればよいわけです。

条例制定権というのは、資料には地方自治法第14条第1項と書いてありますが、そもそも憲法で保証された権利です。

その権利を使うかというのを、議会の議決で作る条例になるのですが、それを準じていると言えるのか、ということです。

また、その次のさらに気になるのですが、紛争の斡旋や調停は「利害関係者を含めず市の機関において検討を行うべき」なのですか。

実際の個別案件において、何か紛争が起きているときに条例に基づいて斡旋や調停をするときに利害関係者を除くというのはありますが、そうではないでしょう。

今回は制度を策定するに当たっての手続きでしょう。

お二人は優しく言っていますが、私は、はっきり言って理解できません。

(栗原委員)

私も、中嶋委員や三木委員と同じで、今回の中高層建築に係る紛争というのは、日照問題を中心といたしましても、非常に市民生活には大きな影響を与える指針を、県の指針が廃止されるので、県の指針に準じてといたしましても四街道市に合った条例を作るようにということで、国あるいは県の指針に合わせて作るというものとは、少し内容が変わってくるのではないかと思います。

あと、先ほどの利害関係者のことも、委員長からお話が出ましたが、マッチングの中の例外規定として、行政上特段の支障がある場合が設けられていますが、拡大解釈に進み過ぎているのではないかと思います。

やはり厳しく解釈を決めておかないと、県と似たようなものを作るのだから市民参加手続はいらぬのではないかとか、そういう形でパブリックコメントだけやればよいという形になってしまうのではないかと、という不安感を感じました。

(委員長)

似たようなものを作らなければいけない理由があれば、むしろ法令ではないにしろ条例第6条第2項第3号で、市民参加手続は必要ないという判断をするならば、まだ分からなくはありません。

そもそも平成16年に、条例策定の動きがあつて、千葉県内の多くの市町村が条例を作っているのに、今年の5月になって県が早く策定するように催促してきている、ということです。

12月に規定の手続きを実施せず、意見提出手続のみを実施するというのは、時間的暇が無いからではないのですか。

担当課でないとは分かりませんか。

(宇田室長)

時間がないという話は聞いておりますが、今回の理由にはならないと判断しました。

(委員長)

担当課の勝手な理由ということですね。

今年中にこの条例を作らなくてはならないという理由はなく、さらにいうと、メニューあつたとしても、市民参加を実施する理由は、このような重要な条例で市民が策定過程から参加することによって、内容が変わるかもしれないわけです。

それを容認しているのが市民参加手続にもかかわらず、推測するに、県の建築指導課からお尻を突かれていて、担当課としては実施しなくてはならない、というそれだけの理由なのではないですか。

(中島委員)

もしかしたら条例を適用するような案件があつて、早く作って対応したほうが市民のためになるという判断をされたのかもしれないですが、どうでしょうか。

(栗原委員)

県の指針は、来年廃止されるのですか。

(齋藤主任主事)

予定では、23年2月か3月頃廃止という話を担当課から伺っています。

(宇田室長)

どちらかという、委員長のおっしゃったとおり今年度中に策定したいということです。

(委員長)

他の委員の方、いかがでしょうか。

私としては、これはそのまま「良し」とは言い難いのですが。

事務局にお尋ねしますが、少なくとも4人ほど問題ありという意見が出ていますが、「問

題あり」となった場合にどうなりますか。

「問題あり」はありとして、そういう指摘はあったが、条例策定はしなくてはならないから実施することになるということでしょうか。

(齋藤主任主事)

既に市政だよりの12月15日号で原稿が入っており、パブリックコメントを実施する予定となっております。

時期的には厳しい時期ではないかと思えます。

(委員長)

ですが今回の案件は条例違反です。

それも改正されたばかりの市民参加条例違反をしてでも、県の指針に従ってやるのですか。

事務局の適用除外項目にはそぐわない、という判断は分かります。

第6条第2項第2号とはいえないという判断をして調整されてきたのでしょうか。

事務局としてはある意味誘導されたのかもしれないが、パブリックコメントのみの実施で進めるしかないという判断してしまった、ということです。

(成田課長)

資料も付けておりますが、元々この条例制定の件は平成16年の話であります。

また、本年の6月11日付けの文書があり、これは千葉県の印旛地域整備センターから説明会の案内です。

先ほど、市政だよりにパブリックコメントの原稿が入っているという指摘は理由にならないという事は分かりますが、平成23年の早い時期に県が指針を廃止するという事であれば、その受け皿的なものとして市民生活に影響する部分というものが確かにあり、各市町村で代わるものを制定する必要があるため、時間がないということを経済局で説明しましたが、それはそれとして、時間的な制約もございますので、ここに至っては市民生活に影響を来さぬような形で行政としては進めたいと考えております。

(委員長)

いかがでしょうか。

(草野委員)

疑問があるのですが、条例はいつの議会でやるのですか、3月ですか。

(齋藤主任主事)

はい。

(草野委員)

2月になくなったら、3月の議会で承認されて、いつから発足するのですか。

その間はいずれにしても空白になるわけですね。

県は、指針の役割は終わったので、条例を策定してくださいと言っています。

指針の役割は終わったというのは、各市町村で条例ができつつあるから、もう県は廃止するということですか。

県の指針が廃止されたら、空白の期間はどのようにするのですか。

(齋藤主任主事)

他市町村の状況は不明ですが、現行の四街道市の建築指導要綱においては、県の指針にもございます事前の公開、あと協議の場を設けるといった同内容のものをうたっておりますので、現行の四街道市の建築指導要綱で、その空白期間はまかなえるという判断でございます。

(草野委員)

特に問題は無いということですね。

(齋藤主任主事)

調停、斡旋機能は市の要綱にはございませんが、県の現行の指導指針とほぼ同内容の市の建築指導要綱でその間はまかなえるという判断でございます。

(草野委員)

であるなら、条例策定の必要性はどこにあるのですか。

単純な疑問で、今ある要綱で対応できるなら、この指導指針を受けて実施しようとしていたものとどういう具合に違うのですか。

(齋藤主任主事)

今回、新たに斡旋の機能と調停の機能を追加する場合は、先ほど委員の方からお話ございましたが、Cタイプの条例にその機能が付け加えられるというところで、紛争等が起きたときに今よりも解決手段が増えることとなります。

(委員長)

今、要綱を策定すると言いましたが、要綱も市民参加手続の対象になりますね。

(齋藤主任主事)

要綱は、既にあります。

(委員長)

その要綱で問題がないのであれば、市民参加手続をして条例をつくったらどうですか。とりあえずは、今は支障がないということです。

条例化したほうが効果は高いが、条例にしようとしている内容と同様の要綱が既に制定されているのであれば、市民参加条例違反を犯してまでやるべきなのですか。

市民のために空白を置いてはいけないと言いますが、それが今の説明で逆に覆ってしまいました。

(齋藤主任主事)

新たに斡旋と調停の機能を、なるべく早く市民福祉のために設けるといったことです。

(三木委員)

要綱という中途半端なものでやるのは良くないと思うので、そこはきちっと条例にすべきだと思います。

ただし、市民参加をすることとか、この条例は市民生活に結構大きな影響があって、意見を出せる人だけではなくてその周辺住民も含めて、まちづくりの面からすると、結構大きな問題がいろいろと入っているのではないかなと思いますので、市民参加手続はより丁寧にするべきではないかと思います。

市民参加条例もそれを基本的には求めていると思います。

(成田課長)

三木委員のおっしゃるとおり、指導要綱ですとお願いという形ですので、今回策定する条例で予め住民説明会なりということセットするということです。

今までは指導要綱でしかありませんので、建築指導の際に十分に周辺の方に説明してくださいといったお願いだったものを、しっかりと条例で定めていくという内容でございます。

先ほど申し上げたとおり、しっかりと条例を早い時期に策定するといったことが求められてきます。

(委員長)

それはよく分かります。

だからこそ市民参加手続を行うのではないのですか。

要は、要綱では強制力がないから条例化する、特に市民と事業者のトラブルについても斡旋、調停の制度をちゃんと条例で作ろうと、それはよく分かります。

それだけすごく大事な制度を、こうやって簡単に作ってしまうのですか。

この制度を作らなければいけないのは分かりますが、あえて市民参加条例に反してでも作らなくてはいけないのか、という話です。

それだけ重要なのだったら、市民を入れた手続を実施したらどうでしょうか。

先ほども申しましたとおり、実施予定シートに書かれている市民参加手続を実施しない理由は妥当ではないと思いますので、条例を策定するのであれば、条例第6条第2項第2号の緊急の場合ということでやるしかないのではないのですか。

そもそも緊急に行わなくてはならないから、市民参加手続をやらないと言ってもらえない限り、これを是とは言えません。

趣旨はお分かりでしょう。

(中嶋委員)

通常はあり得ないのかもしれませんが、パブリックコメントと意見交換会で、制度ではパブリックコメントは必ず後でなくてはならないということでもないのですか。

(三木委員)

ただし、意見交換会手続で内容が変わってしまう場合、条例案をもう一回パブリックコメントにかけることになりますか。

(委員長)

平成19年からこの市民参加条例があって、平成16年から条例策定の動きがあるので、今更言ってもしょうがないのですが、担当課の怠慢ですね。

それで、県が指針を廃止すると言ったから、慌てて条例を策定しなければいけない。

この件はペンディングにして先に進みましょう。

次の案件に行ってください。

(齋藤主任主事)

資料No.3をご覧ください。

四街道市手数料条例の一部改正でございます。

内容につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の手数料の額を引き下げる

ものがございます。

当該行政活動につきましては第6条第1項第3号、市民等の権利義務に関する条例にあたり、市民参加手続の対象となりますが、第6条第2項第3号、法令の規定により基準が定められているものということで、手続きの適用除外としてございます。

行政活動の実施予定時期は12月、現在開会中の市議会で審議されております。

実施段階におきましては、見直し段階ということでAとさせていただいております。

市民参加推進本部のコメントとしましては、条例の適用は適切であるとなっております。

以上でございます。

(委員長)

市民委員の方は、たぶんご存じないでしょうから、標準手数料条例について少し説明してください。

(宇田室長)

市の手数料条例の中で、手数料が細部にわたり記載されていますが、今回の改正については、資料No.3の実施予定シートに詳しい理由があり、本市の手数料条例別表その1の欄に「特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の手数料」というもので、消防管轄で定められています。

この額の改定ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が9月に改正されて、それに伴い、その基準に応じた料金改定が行われるということになっております。

(委員長)

私が補足しますと、手数料というのは本来自治体が、法定手数料でも、許可手数料とか、あるいは住民票の交付手数料とか、あるいは独自の手数料でも基本的に条例で作ることができます。

ただし、全国共通的な許認可等で国が標準的にこの手数料とすべきだというものについては、ここに書いてある「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」があり、これに基づいて、特段の事情がない限り、この金額でいくということになっています。

それで決まっているので、この条例第6条第2項第3号でいう「法令の規定により基準が定められており、その基準に基づいて行うもの」にあたるとしています。

(宇田室長)

ありがとうございました。

(委員長)

そもそも条例第6条第2項第3号でなく、同項第5号に当たるのではないですか。

金銭徴収は、適用除外ですね。

新しいマニュアルにも、それには手数料含みますよと書いてあります。

(宇田室長)

はい、そうです。

第3号及び第5号にチェック入れることになります。

(委員長)

あえて言えば、標準手数料令というのは、別に絶対変えてはいけない訳ではありません。そういう意味では、理由がない限り変えられないので、国が決めているからそのとおり

やらなくてはいけないものとは、私は言ってもいいと思いますが、入口論として、手数料を含めた金銭徴収については、条例第6条第2項第5号で除外されているではないですか。

この審議会においても、入れるべきか入れないべきかの議論をやって、最終的な判断としては議会でも議決されて、やはり適用除外にしました。

市民参加手続の対象外にしているのだから、それでいけば考える余地は無いのですよ。

以上より第3号と第5号の両方チェックは入れておいた方がいいですね。

実施予定シートの実施しない根拠の第5号にもチェックを入れてください。

この点について委員の皆様いかがでしょうか。

特段よろしいでしょうか。

それではこれについては「適正である。ただし、5号を入れること。」というのを意見として出します。

案文は事務局で作成して、私に送付してください。

続いて次の件お願いします。

(齋藤主任主事)

資料No.4をご覧ください。

名称、「四街道市火災予防条例の一部改正」となっております。

概要につきましては、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、四街道市火災予防条例の住宅用防災警報器等の設置を免除する規定の中に、「複合型居住施設用自動火災警報設備を設置したとき」を加えるものです。

当該行政活動は、第6条第1項第3号、権利義務に関する条例に当たりまして、市民参加の対象となりますが、第6条第2項3号の、法令等の規定により基準が定められているものということで、手続きの適用除外としております。

行政活動の実施予定時期は12月となっており、実施段階は見直し段階ということでAとしております。

市民参加推進本部のコメントとしましては、条例の適用は適切であるとしております。

以上でございます。

(委員長)

では、この件につきましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

(三木委員)

質問ですが、行政活動の実施時期として、前の案件も今回の案件も平成22年12月となっていますが、改正がこの時期という意味になるのですか、それともこの手続きにかかったのが12月なので、12月となっているのですか。

(齋藤主任主事)

今議会をもちまして施行、公布されます。

この時期をもって12月実施予定としてございます。

(三木委員)

実施段階としては、見直し段階に入るのですね。

(齋藤主任主事)

はい。

(三木委員)

分かりました。

(委員長)

他、何かありませんか。

ないようですので、これについては「適正である」ということで答申をさせていただきます。

それでは、暫時休憩を入れさせていただいてよろしいですか。7時25分から再開をしたいと思います。

(休憩)

(委員長)

それでは再開をします。

資料No.2、「四街道市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の制定」についての案件を再度議題といたします。

ただ今、委員長職権として、事務局と少し調整をしました。

次のようなご提案を委員の皆様に使いたいと思います。

まず、この案件については確かに非常に不適切な部分があるというのは先ほどの議論の中で明らかだと思しますので、繰り返しは言いません。

ただし、先ほど成田課長からもありましたが、県の動き等も含めて条例の制定に迫られているということは、非常に担当課の対応に問題はあつたものの、それは許容せざるを得ないと考えます。

従いまして、実施予定シートの市民参加推進評価委員会のコメントに、概要として次のようなコメントを付したいと考えております。

今メモ書きを書いた程度ですので、ご意見いただき、後で調整したいと思います。

「市民参加条例の趣旨及び目的に照らして不適切である。市民福祉の観点から意見提出手続のみで本行政活動を実施することは、本件に限りやむを得ないものとするが、以後、市にあっては市民参加条例に従い厳格に運用することを求める。」というようなかなり厳しい意見を出したいと思つた。

市当局に伝えたのは、勿論このコメントは公開され、担当課にもそういう状態でこの条例を作るのだという認識をちゃんと持つてもらふということです。

そして、今回市民参加条例の改正をして間もないこともありますので、市全体に二度とこういうことが起きないように、周知徹底してもらふ。

この案件をもって、条例策定についてやり直さない、ということは、ここでは指摘をしないという、委員長の提案ですがいかがでしょうか。

忌憚のない意見をください。

(栗原委員)

私としましては、早急にというのもちよつと難しいかもしれませんが、出来るだけ早い

時期に条例の見直しを出して、その時に再度適正な市民参加手続をとっていただきたいと考えます。

(委員長)

それは、コメントに付したいですか。

(栗原委員)

いえ、私の意見ですけれどもね。

委員会の議事録に残していただければ結構です。

それでないとこの条例が、今回だけといって特別にするわけにはいかないと私は思います。

非常に影響の大きい条例ができますので、見直し時期を早めていただき、条例を作る中で、見直しの時期、年数を入れて、その時にしっかりと市民参加手続をし、しっかりしたものにしていただきたいと思います。

この条例がずっと続いてしまうというのは、私はいやな感じがしますね。

(中嶋委員)

私も、栗原委員のおっしゃるとおりの文言にするかどうかは別として、この条例自体について、何かコメントを付けておいたほうがいいのではないかと思います。

委員長のご提案の概略で結構だと思いますが、以後こういうことがないようにというだけではなく、この条例自体についても市民の意見などを反映させる機会というのを、何らかの形で作り、例えば栗原委員が今発言されたような見直しについてコメントをするといったような、何か方策をとっていただくということもあり得るのかなと思います。

(委員長)

すなわちコメントに入れたほうがいいということですか。

(中嶋委員)

はい。

(委員長)

いかがでしょうか。

(草野委員)

条例に見直しの規定を入れるという方法はあるのですか。

条例というのはトリガーがなければ変更するとか見直すというのはなかなか難しいところがあるのではないですか。

(委員長)

それは、法律も条例も含めて、最近その見直し条項というのはよく入れます。

3年以内に見直す、というようなものはあります。

(草野委員)

期間のことを限定するという意味ですね。

(委員長)

そうです。

入れるとしても、例えば、早急に市民を含めて条例の見直し検討を実施することとかありますが、我々としてはちょっと越権かなという気がします。

要は、市民を交えた検討をしていないのだから、今後早い時期に市民を交えた検討をして、見直しをすべきである、というような感じです。

(三木委員)

多分、条例の中に見直しを入れろというのを、コメントで付けるかどうかという問題は一つあると思います。

ただし、少なくとも条例運営の検証は、早い段階で市民参加を行ったうえで、必要な措置をやってもらいたいというのが、恐らくこの趣旨だと思います。

要は、出来た条例を直ぐにいじるというのは、あまりないので、ハードルが高いと思いますが、少なくとも条例が動き始めた後に検証をしてもらうというのは、あってもいいと思います。

つまり市民が参加をしないで条例が出来たので、どのように条例が動いているのかというのは、その市民参加が欠けた分だけ、市民と一緒に検証ことは必要であると思います。

見直しが必要となるような問題があった場合は、またその中で必要な措置をするということで、その時は当然市民参加を丁寧にやっていただくということが、望ましいプロセスとして、こちら側が言えることなのかなと思います。

先ほど委員長が概要だけおっしゃられましたが、市民参加条例の趣旨、目的に不適切というのは、担当課に向かって発せられるものだと思いますが、これが公表されたときに市民の人が分かるように、丁寧な説明をしてほしいと思います。

要は、規定の市民参加手続を実施しない場合の理由が適切ではないということなので、少し厳しいコメントを出すという以上は、丁寧な説明をしたほうが市民に対して、ここは何を問題としているのかというメッセージとして伝わりやすいと思います。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

それではまとめますと、先ほど私が申し上げたような趣旨を、さらに実施予定シートの市民参加推進本部のコメントに挙げられた理由については、適切ではないというコメントを付けます。

加えて市民参加手続を補完すべく、早期にこの条例の検証について市民を含めて行うべきである、大きくはこの2点を少し長めになりますが、コメントに付すということによりよろしいでしょうか。

文案については、後で事務局と調整して委員長案を作り、それを皆さんに送って確認をとってもらおうということで、一任をしていただいてよろしいですか。

(委員長)

事務局、それでよろしいですか。

(宇田室長)

かしこまりました。

(委員長)

それでは、以上のようにまとめたいと思います。

では次第に従いまして、次は答申ですが、もう一回確認いたしますと、資料No.1の部分については「適当である」。

資料No. 2については今申し上げたとおり、「委員会からコメントをしっかりと付ける」。
それから資料No. 3については、「実施しない根拠に、第6条第2項第5号を加える」ということをコメントします。

それから資料No. 4については、「適切である」という形で内容を調整した上で答申をしたいと思いますがいかがでしょうか。

— 異議なしの声 —

(委員長)

ありがとうございます。

では、議事案件は以上です。

無事に答申まで終わりました。

6番、報告です。

事務局からお願いします。

(齋藤主任主事)

今回市民参加条例の9月改正を受けまして、改正の主なポイントについてご説明させていただきます。

別紙2のシートにつきまして、市民参加手続の審議会等手続に基づく意見の概要と市の考え方でございます。

この中で答申と市の考え方が異なっている部分についてご説明させていただきます。

2ページ目、No. 2の第6条でございます。

金銭徴収に係る事項、市民参加の手続の対象とするとされた答申が出されましたが、市といたしましては、まず市の内部における理解を得るには、もう少々時間を要する、今後検討し、継続して検討していく事項として、今回の改正には反映いたしませんでした。

5ページ目をお開きください。

No. 2 1の市民提案手続についてとなります。

協議過程、検討結果の取り扱いについて、公平性、適正性などについて、当委員会に諮り、意見を求める規定を設けることについてですが、No. 2 2の1、2にもございますように、提案の概要の公表や、市の機関が市民提案に対して協議の場を設ける規定を設けておりませんので、そのことが担保されるということで、条文への反映はしてございません。

以上が審議会等手続に関する部分で答申と異なる部分についてとなります。

次のページをお開きください。

新旧対照表でございます。

右側が旧条例、左側が改正後の条例となっております。

改正ポイントだけお伝えさせていただきます。

1ページ目の第7条でございます。

各手続につきましてその方法や手順が明確となるような表現に改めてございます。

第1項第3号の審議会等手続と第4号の市民会議手続との違いを表現上でも明確に改め、審議会等の公募の割合につきましても、条例施行規則で新設してございます。

また第7条におきましては、意見交換会手続、審議会等手続について、手続きを公表する旨の記載がございませんでしたので、新たに記載をしてございます。

また、市民会議手続につきましては、第12条においても公表する旨の記載がないため、公正、透明性の確保の観点からも公表規定につきまして新設してございます。

続きまして第8条をご覧ください。

意見提出手続か意見交換会手続のいずれか一つを実施することとなっていたものを、意見提出手続につきましては必須の手続きといたしました。

意見交換会手続につきましては努力規定となっております。

また、従来、審議会等手続、市民会議手続については、いずれか一つの手続きを実施について努力義務規定としておりましたが、改正により行政上特段の支障がある場合を除いて一つ手続を実施することと改めております。

第9条をご覧ください。

意見提出手続の提出期間につきましては、従来の20日から30日に改めております。

また、市の機関の検討後の公表時期について速やかに公表するということを明記しております。

第10条をご覧ください。

先ほどの第9条と同様に、市の機関の検討後の公表時期について速やかに公表するということを明記してございます。

第11条、こちら第9条、第10条と同様に公表時期について、速やかにということを明記してございます。

第12条をご覧ください。

先ほどの第7条でもご説明させていただきましたが、市民会議手続の公正、透明性の確保のため、公表規定を新設してございます。

第13条をご覧ください。

市民提案手続でございます。

市民提案提出者の年齢要件を18歳以上から中学生以上に引き下げを行いました。

また、連署者の数につきましても、30名以上のところを20名以上に引き下げてございます。

また、市民提案の提出時において、概要の公表についても新たに規定をいたしております。

提案者と市の機関などとの協議の機会の設定についても新設してございます。

続きまして、第14条をご覧ください。

市民参加推進評価委員会につきましてはの規定でございます。

こちらの役割の部分で市の機関に意見を述べるといった役割を追加してございます。

以上、こちらが9月より施行されております内容についてご説明させていただきました。

それでは、条例の新旧対照表の8ページ目、最終ページをご覧くださいなのですが、行政手続に関する規定でございます。

こちらにつきましては法務担当と調整のうえ、内容の整理等の関係もございまして、平成23年4月より施行するということで、別立てで規定をしてございます。

審査基準や処分基準、行政指導指針の制定、改廃につきまして、市民参加手続の対象とするということで改正してございます。

なお、こちらについてはパブリックコメント、意見提出手続を必須の手続きとしてございます。

続きまして条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。

こちらの第4条、市民参加手続の対象となる市の施設の定義でございます。

こちらにつきましては、学校や公民館、市役所の庁舎などの建築物を対象とする規定に改めてございます。

第5条、審議会等手続につきまして、公募委員の定員に占める割合を2割以上と明記してございます。

第6条、意見交換会手続でございます。

こちらは責任の所在を明らかにする観点と個人情報保護条例の観点から市外の方の住所まで要するかという検討の中で、この度の改正においてはパブリックコメントにおいては、住所の記載を要しないということで改めてございます。

第11条をご覧ください。

当委員会のもとに新たに部会を設けることの出来る旨の改正を行ってございます。

以上、市民参加条例、併せて施行規則の改正について、簡単でございますがご説明させていただきました。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、条例は議会で既に議決されて、公布、施行されておりますのが、何か聞いておきたい点等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

何かありますか。

(三木委員)

質問ですが、条例施行規則第4条が、施設が建築施設となっておりますが、これは意味、趣旨変わのでしょうか。

(宇田室長)

従前の規則ですと、1件5億円以上の市の施設という内容になっていたものを、今回改めて建築施設と改正いたしました。

これについては答申にはいただいていたのですが、答申に至る審議会のご意見の中で、元来市民委員会の素案の検討時に、建築施設を想定したという話がありました。

私どもも運用する際に5億円以上の公共施設と位置付けてしまいますと、特に道路施設等に関しては、用地買収に係る費用も含めると1路線必ず5億円以上かかってくることもあり、運用上、市民参加手続を経なければいけないということになってしまいますので、今回の改正であえて建築施設というように位置付けいたしました。

(三木委員)

建築という中には、例えば公園整備というようなものも入っているのですか。

(宇田室長)

公園についても、三木委員、中嶋委員が市民の関心ごとなので入れることが望ましいとおっしゃいましたので、私どもが運用に際し、建築施設ではありませんが、市民の関心と

いう部分で、条例第6条第4項を適用するという事で、極力運用していくように努めていきたいと考えております。

(三木委員)

当初の議論の趣旨がどこかに行ってしまうないように、解釈運用の中に、入っていると、今すぐでなくてもいいので、ご検討いただきたいと思います。

(委員長)

何年か経つと運用が変わってしまう場合もあるので、また検討ください。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

その他はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、新しい改正条例のもとに、今後、市当局においては、今日1件ありましたが、適切な運用に心がけていただきたいと思います

その他は何かございますか。

(齋藤主任主事)

もう1点、報告事項がございます。

市民提案手続につきまして、7月1日と11月1日から1か月間、計2回実施いたしました。

市民提案の提出状況についてご報告させていただきます。

結果といたしましては、2回とも提案はありませんでした。

以上です。

(委員長)

資料の最後のシートが広報での募集ですね。

提案がなかったことは少し残念ですが、せっかく市民が提案できる制度ですので、周知を図っていただき、次は応募が来るように努力していただければと思います。

その他はありますか。

(宇田室長)

特にございません。

(委員長)

委員の皆さんから何かございますか。

— なしの声 —

(委員長)

それでは、平成22年度第2回市民参加推進評価委員会を終わりにします。

お疲れ様でした。

— 以上 —